

和歌山県果樹試験場うめ研究所貯水槽清掃、機器点検及び 水質検査業務委託仕様書

1 業務対象、場所及び種類

名 称：和歌山県果樹試験場うめ研究所

所 在 地：和歌山県日高郡みなべ町東本庄 1 4 1 6 - 7

施 設：和歌山県果樹試験場うめ研究所に設置している貯水槽（受水槽及び中継槽）

対 象 物	清 掃	水質検査
受水槽 9 m ³	○	○
中継槽 2.6 m ³	○	-
	2 か所	1 検体

2 業務実施期間

契約日から令和 5 年 2 月 1 5 日（水）まで

3 作業内容等

みなべ町給水条例（平成 1 6 年条例第 1 4 0 号）和歌山県飲用井戸等衛生対策要領（令和元年 1 0 月 1 7 日付施行）等関係法令に基づき、次のとおり、清掃、機器点検及び水質検査を実施する。

（１）清 掃

次の から に掲げる作業を平日に実施するものとし、その実施予定日についてはあらかじめ和歌山県果樹試験場うめ研究所と協議するものとする。

高圧洗浄による塵洗い

高圧洗浄機（スケール除去）による洗浄

揚水ポンプによる洗浄後の汚水吸上げ高圧塵洗い

次亜塩素酸ナトリウム剤による消毒殺菌

オーバーフロー

（２）機器点検

清掃を行うに際し、機器に作動不良等がないかどうか点検を行う。

（３）水質検査

清掃終了後、和歌山県果樹試験場うめ研究所職員の立ち会いのもと採水のうえ、水の色、臭い、味、色度、濁度及び残留塩素を検査すること。

（４）作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者又は貯水槽清掃作業監督者資格を有する者とし、作業従事者は、貯水槽清掃作業従事者研修修了者を従事させること。

（５）作業責任者および作業従事者の氏名等（資格証明書の写しを添付）を作業実施までに報告すること（資格証明書は有効期限があること）。

（６）その他、別紙「貯水槽清掃における留意事項」に留意すること。

4 作業報告

受託者は、作業終了後、業務実績報告書、水質検査結果書、業務写真（貯水槽清掃時）を提出すること。

5 現場説明

特に実施しないが、見積書提出日までに、担当者に連絡のうえ各自で確認すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

貯水槽清掃における留意事項

貯水槽の清掃を行うに当たっては、以下の事項に留意すること。

- 1 貯水槽の清掃を行う前に十分な打ち合わせを行い、作業に当たって支障のないようにすること。
- 2 作業者は常に健康状態に留意するとともに、健康状態の不良な者は作業に従事しないこと。
- 3 作業衣及び使用器具は貯水槽の掃除専用のものとする。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- 4 作業は以下の事項に留意して行うこと。
 - (1) 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
 - (2) 貯水槽内の沈積物質浮有物質、壁面等の付着物質等の除去、貯水槽周辺の清掃、貯水槽への異物進入防止措置の点検等を行うこと。
 - (3) 受水槽の掃除を行った後、圧力水槽、高置水槽等の掃除を行うこと。
 - (4) 洗浄汚水の排水は完全に行うこと。
 - (5) 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて貯水槽内の消毒を行うこと。消毒は2回以上繰り返すとともに、消毒排水の排除は完全に行うこと。また、消毒完了後は構内に立ち入らないこと。
 - (6) 貯水槽内の水張り終了後、給水栓の水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。いずれも法令等で許容される範囲内の数値であることを確認すること。
 - (7) 作業完了後、清掃年月日、実施者名、作業内容、点検及び補修状況、使用消毒剤名等の必要事項を帳簿書類に記載し報告すること。